

# 第二期青森市特定健康診査等実施計画(案)概要版

「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)第19条に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施計画の策定と実施が医療保険者に義務づけられました。本市では、平成20年度から平成24年度までを第一期とした特定健康診査等実施計画に基づき、本市国民健康保険被保険者に実施してきましたが、第一期計画の実施状況を踏まえつつ、現状における課題を把握し、特定健康診査による疾病予防及び生活習慣を改善するための特定保健指導を、生活習慣病対策として効率的・効果的かつ着実に実施するため、平成25年度から平成29年度までの実施方針となる第二期特定健康診査等実施計画を、国が示す「特定健康診査等基本指針」に基づき、策定するものです。

特定健康診査等基本指針(第二期)に定められている実施計画に記載すべき事項

序章 背景・現状等	
達成しようとする目標	公表・周知
特定健康診査等の対象者数	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
特定健康診査等の実施方法	その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保する
個人情報の保護	ために保険者が必要と認める事項

## 序章 背景・現状等 P 1

- 計画の背景
- 1 計画の背景及び目的 …… P 1
  - 2 メタボリックシンドロームに着目する意義 …… P 2
  - 3 メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防 …… P 3
- のための特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

**第一期計画との変更点** …… P 4

生活習慣病対策重点事項

- ・特定健康診査未受診者対策
- ・特定保健指導未利用者対策
- ・特定健康診査及び保健指導実施結果データの分析

- 4 計画の性格
- 5 生活習慣病対策
- 6 計画の期間

## 本市の現状と課題

- 1 人口動態
- 2 国民健康保険被保険者の医療費について …… P 7
- 3 第一期計画における特定健康診査等の実施状況 …… P 10
- 4 本市の特徴
- 5 課題 …… P 16

## 第1章 目標 P 18

- 1 特定健康診査等基本指針に掲げる実施率目標値
- 2 青森市国民健康保険の目標値
- 3 後期高齢者支援金の加算減算制度

**後期高齢者支援金加算減算制度**

第一期における加算対象の保険者特定健康診査または特定保健指導の実施率が実質的に0%である保険者

(参考) <第一期計画における目標及び実績> …… P 17

区分	特定健康診査受診率		特定保健指導実施率	
	目標	実績	目標	実績
20年度	35%	31.7%	20%	12.2%
21年度	45%	30.5%	30%	33.6%
22年度	55%	31.6%	35%	36.2%
23年度	60%	31.9%	40%	26.4%
24年度	65%	---	45%	---

**第二期計画**

第一期計画と同様、実施率が実質的に0%である保険者に対し加算する見込みとなっています。

表1 <第二期計画における基本指針に掲げる目標> …… P 18

項目	第一期目標	第二期目標
	平成24年度の目標	平成29年度の目標
特定健康診査受診率	65%	60%
特定保健指導実施率	45%	60%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	平成27年度に25%減少	保険者ごとの目標としない。

**第一期計画との変更点**

特定健康診査受診率目標値 65% 60% 5%減

特定保健指導実施率目標値 45% 60% 15%増

該当者及び予備群の減少率における目標値である25%は、実施結果の検証時に指標として活用する。

表2 <第二期計画における本市の目標>

区分	特定健康診査受診率	特定保健指導実施率
25年度	40%	40%
26年度	45%	45%
27年度	50%	50%
28年度	55%	55%
29年度	60%	60%

## 第2章 対象者数 P 19

- 1 本市国民健康保険被保険者の年齢構成
- 2 本市国民健康保険被保険者数の推移
- 3 対象者の定義
- 4 特定健康診査及び特定保健指導対象者数の推移及び第二期計画における対象者数の見込み

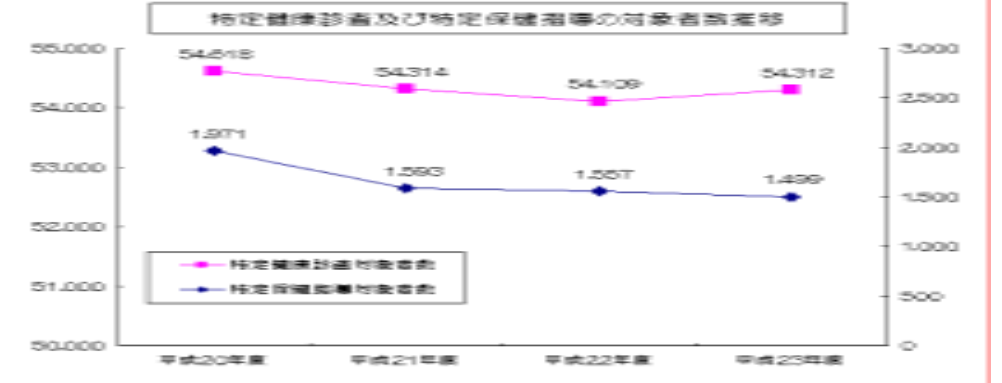


表3 <対象者数の推計値> …… P 20

対象者数見込み	20年度	21年度	22年度	23年度	平均対象者数
特定健診対象者数	54,618	54,314	54,109	54,312	54,340
保健指導対象者数	1,971	1,593	1,557	1,499	1,660

本市の国保被保険者は減少傾向にあるものの、特定健診及び保健指導の対象者数は、ほぼ横ばいとなっていることから、H20~H23の4年間の平均値を二期期間の推計値とした。

表4 <第二期計画における受診者数及び利用者数の推計値> …… P 20

区分	特定健康診査		特定保健指導	
	目標値	受診者数	目標値	利用者数
25年度	40%	21,736人	40%	664人
26年度	45%	24,453人	45%	747人
27年度	50%	27,170人	50%	830人
28年度	55%	29,887人	55%	913人
29年度	60%	32,604人	60%	996人

**第一期計画との変更点**

計画期間における対象者数の推計値を把握し推計実施者数を記載。

## 第3章 実施方法 P 23

- 1 特定健康診査の実施 P 23 5年間・月間スケジュール P 29
- 2 特定保健指導の実施 P 24 6 特定健康診査及び特定保健指導
- 3 実施体制 P 27 結果の保存 P 29
- 4 特定健康診査及び特定保健指導の委託 7 特定健康診査及び特定保健指導の結果報告 P 29

表5 <年間スケジュール> の結果報告

実施時期	実施内容
年度当初	業務委託契約の締結
	特定健康診査受診券及び受診案内チラシの発送
年度前半	実績報告(前年度実施結果の集計・検証・評価)
	前年度の実施結果検証及び評価
年度中盤	市内全町会へ案内チラシを回覧
	次年度の実施へ向けた調整(当初予算要求)
	特定健康診査未受診者に対する受診勧奨ハガキを個別送付
	特定健康診査未受診者に対する電話勧奨
年度後半	特定健康診査受診券及び受診案内チラシの作成
	業務委託契約締結準備

**第3章実施方法における第一期計画との変更点**

年間・月間スケジュールの記載 …… P 29

**新規事項**

- ・全町会への案内回覧
- ・未受診者に対する受診案内を個別送付
- ・未受診者に対する電話勧奨

## 第4章 個人情報の保護 P 30

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な個人情報の保護
- 3 守秘義務規定

## 第5章 公表・周知 P 31

- 1 特定健康診査等実施計画の公表
  - 2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発及び受診勧奨
- 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発を行い、特定健康診査及び特定保健指導を多くの方に受診していただくため、様々な受診勧奨を実施します。
- (1) 個別通知による受診勧奨 受診券・利用券送付
  - (2) 住民組織等の活用 町会回覧板での案内、商店街訪問勧奨…新規
  - (3) 特定健康診査等実施機関との連携 かかりつけ医の積極的な受診勧奨…新規
  - (4) 未受診者及び未利用者に対する個別通知及び電話による受診勧奨…新規
  - (5) マスメディア等の活用 広報紙・ホームページ・テレビ・ラジオの活用
  - (6) イベント等の機会活用 たばこと健康フェア等における受診案内
  - (7) 健康増進事業を通じた普及・啓発活動 がん検診の受診機会や健康教室の活用
  - (8) 地域の健康づくり活動等との連携を通じた普及・啓発 市民活動との連携

**<(1)~(8)のほか、効果の検証などについて記載> P 32**

実施した普及啓発及び受診勧奨については、効果の検証を行い、特定健康診査等の実施率向上に効果のある受診勧奨を拡大して実施するなど、積極的に取り組みます。

また、新たな普及啓発方法及び受診勧奨を検討するため、他都市の取り組みについて調査を行い参考にするなど、受診率向上につなげます。

## 第6章 評価・見直し P 32

- 1 評価の内容 実施責任者の保険者すなわち市が最終評価し、青森市国民健康保険運営協議会に報告します。
- 2 評価の実施責任者

## 第7章 その他(他の保健事業との連携) P 33

- 1 がん検診との連携
- 2 国民健康保険訪問保健指導との連携